

第 92 号議案

大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 9 月 11 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項の規定に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例で使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(個人番号の利用)

第 3 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、区長が行う別表の中欄に掲げる事務とする。

2 区長は、別表の中欄の事務を処理するために必要な限度で同表の右欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 区長又は教育委員会は、法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシ

システムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

- 4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 区長又は教育委員会は、この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

別表（第3条関係）

項	事務	特定個人情報
1	大田区心身障害者福祉手当条例（昭和48年条例第38号）による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
2	中等度の難聴児に対する補聴器の購入費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	同
3	障害者に対する訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護に係る利用者負担額の助成に関する事	同

	務であって規則で定めるもの	
4	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報又は児童手当関係情報であって規則で定めるもの
5	ひとり親家庭に対するホームヘルパーの派遣に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報又は児童手当関係情報であって規則で定めるもの
6	大田区児童育成手当条例(昭和46年条例第27号)による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの
7	大田区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(平成元年条例第48号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	同

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、個人番号を利用する事務その他必要な事項を定めるため、条例を制定する必要があるため、この案を提出する。

第 93 号議案

大田区個人情報保護条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 9 月 11 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区個人情報保護条例の一部を改正する条例

大田区個人情報保護条例（平成 10 年条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 9 条」を「第 9 条の 2」に、「第 14 条・第 15 条」を「第 14 条—第 15 条の 3」に改める。

第 1 条中「保障する」を「保障し、かつ、そのために必要な措置を講ずる」に改める。

第 2 条第 2 号中「当該事業に関する情報」の次に「（第 3 号の 2 に規定する特定個人情報を除く。）」を加え、同条第 3 号の次に次の 3 号を加える。

(3)の 2 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）
第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。

(3)の 3 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有している文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録をいう。

(3)の 4 情報提供等記録 番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項の規定により記録された特定個人情報をいう。

第 8 条第 2 項各号を次のように改める。

(1) 特定個人情報を除く個人情報にあつては、次のいずれかに該当する場合

ア 法令等に定めがあるとき。

イ 大田区情報公開・個人情報保護審議会条例（平成10年条例第67号）に基づく大田区情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて公益上必要と認められるとき。

（2） 特定個人情報にあつては、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合第9条第1項中「個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。）」を加え、同項第5号中「に対する危険を避ける」を「の保護の」に改め、第2章中同条の次に次の1条を加える。

（特定個人情報の収集の制限）

第9条の2 実施機関は、特定個人情報にあつては、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、これを収集してはならない。

第15条第1項中「、保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同項第3号中「に対する危険を避ける」を「の保護の」に改め、第4章中同条の次に次の2条を加える。

（保有特定個人情報の利用の制限）

第15条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに限り、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）を利用することができる。ただし、当該実施機関が保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（保有特定個人情報の提供の制限）

第15条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。

第17条第1項本文中「電子計算組織とを」を「電子計算組織との」に、「により結合」を「による結合（以下「電算結合」をいう。）を」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令等の定めがあるとき。
- (2) 審議会の意見を聴いて公益上必要と認められるとき。

第17条第2項中「電子計算組織を結合した」を「電算結合をした」に改め、同条第3項中「電子計算組織の結合」を「電算結合」に改める。

第18条に次の1項を加える。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「法定代理人等」という。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求をすることができる。

第19条中「区民等」の次に「（その法定代理人等を含む。次条及び第21条において同じ。）」を加える。

第20条第1項中「又は第9条第1項」を「、第9条第1項又は第9条の2」に改め、「、自己情報」の次に「（情報提供等記録を除く。以下この条及び次条において同じ。）」を加える。

第21条中「第15条第1項の規定に違反して、自己情報の目的外利用又は外部提供をされたと認めるとき」を「次の各号のいずれかに該当する場合」に、「又は外部提供の」を「若しくは外部提供又は利用若しくは提供の」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 第15条第1項の規定に違反して、自己情報の目的外利用又は外部提供をされたと認めるとき。

(2) 第15条の2の規定に違反して、自己情報を利用目的以外の目的のために利用されたと認めるとき。

(3) 第15条の3の規定に違反して、自己情報を提供されたと認めるとき。

第22条第1項中「、本人であることを明らかにして」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の場合において、請求者は、実施機関に対し、規則で定めるところにより、本人又はその法定代理人等であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

第24条に次の1項を加える。

3 実施機関は、第23条第1項の規定により第19条に規定する情報提供等記録の訂正の請求に応じる決定をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該決定に係る情報提供等記録に記録された者であって、実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

第33条第1項に次のただし書を加える。

ただし、番号法附則第6条第5項に規定する情報提供等記録開示システムによる保有特定個人情報の開示の請求を除く。

付 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第1条及び第17条の改正規定は公布の日から、第2条第3号の次に3号を加える改正規定(同条第3号の4に係る部分に限る。)、第15条の次に2条を加える改正規定(情報提供等記録に係る部分に限る。)、第20条第1項の改正規定(情報提供等記録に係る部分に限る。)、第24条に1項を加える改正規定及び第33条第1項にただし書を加える改正規定は番号法附則第1条第5号に定める日から施行する。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、特定個人情報の保護措置に関する規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 94 号議案

大田区長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 9 月 11 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

大田区長等の退職手当に関する条例（昭和 32 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 84 条第 2 項」を「厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 47 条第 2 項」に改める。

付 則

この条例は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

（提案理由）

地方公務員等共済組合法の改正に伴い、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 95 号議案

大田区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 9 月 11 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

大田区監査委員の給与等に関する条例（平成 4 年条例第 71 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 5 項中「地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 84 条第 2 項」を「厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 47 条第 2 項」に改める。

付 則

この条例は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

（提案理由）

地方公務員等共済組合法の改正に伴い、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 96 号議案

大田区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 9 月 11 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 大田区手数料条例（昭和 32 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 2 の 2 の項を 2 の 3 の項とし、2 の項の次に次のように加える。

2 の 2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成 26 年総務省令第 85 号）第 11 条第 3 項の規定に基づく通知カードの再交付（追記欄の余白がなくなつたときその他やむを得ない事由による再交付として区長が認める場合を除く。）	通知カードの再交付 手数料	500 円	再交付申請のとき
-------------	---	------------------	-------	----------

第 2 条 大田区手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 の 2 の項中「総務省令第 85 号」の次に「。2 の 4 の項において「省令」という。」を加え、同表 2 の 3 の項を次のように改める。

2 の 3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 155 号）第 13 条第 2 項又は第 3 項の規定に基づく個人番号カードの交付で、その前に同令第 14 条の規定に基づき個人番号カードが失効した者（国外転出により失効した者（返納した者に限	個人番号カードの交付 手数料	800 円	交付申請又は交付のとき
-------------	--	-------------------	-------	-------------

る。)その他やむを得ない事由により失効した者として区長が認める者を除く。)に対するもの		
---	--	--

別表第1の2の3の項の次に次のように加える。

2 の 4	省令第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付	個人番号 カードの再 交付手数料	800円	再交付申請又は再交付のとき
-------------	-----------------------------	------------------------	------	---------------

付 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年1月1日から施行する。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付等の手数料を定めるほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 97 号議案

包括外部監査契約の締結について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 9 月 11 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

包括外部監査契約の締結について

下記のとおり包括外部監査契約を締結する。

記

1 契約の相手方

住所

氏名 安 岡 大 作

資格 公認会計士

2 契約期間

平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

3 契約金額

1,030 万円を上限とする額

4 費用の支払方法

監査の結果に関する報告提出後に一括払い

(提案理由)

包括外部監査契約を締結するに当たり、地方自治法第 252 条の 36 第 1 項の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるので、この案を提出する。